

# 入札説明書（特定調達）

滋賀県企業庁吉川浄水場ほか 11 施設で使用する  
電気調達業務

令和 7 年 10 月

滋賀県企業庁経営課

## 入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)、滋賀県公営企業会計規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第10号)、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)、滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)、令和7年度における特定調達契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格等の告示(令和7年滋賀県告示第20号)、本件調達に係る入札公告(以下「入札公告等」という。)のほか、滋賀県企業庁が発注する特例政令の適用対象となる調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 入札に付する事項

別記のとおり

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。

営業種目(大分類:物品、中分類:燃料・油脂・電力)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、この入札説明書に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4314

- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「滋賀県グリーン購入基本方針(別表1)」の品目名「電力」の項目で示す応札事業者が満たすべき基準を全て満たす者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### (1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(別紙様式3号)

イ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する  
書面の写し

ウ 環境配慮状況等証明書（別紙様式4号）およびその根拠を示す書類

(2) 提出期限 令和7年11月18日（火）17時

(3) 提出場所 滋賀県企業庁経営課

〒520-2401 野洲市吉川3382 TEL 077-589-4608

#### 4 契約条項を示す場所および期間等

(1) 契約条項を示す場所 滋賀県企業庁経営課

〒520-2401 野洲市吉川3382 TEL 077-589-4608

(2) 契約条項を示す期間

令和7年10月10日（金）から令和7年11月25日（火）まで（土曜日、日曜日および祝日を  
除く。）の9時から17時まで（正午から午後1時までの時間帯を除く。）

(3) 入札説明会

入札説明会は行わない。

#### 5 入札および開札の場所および日時

(1) 入札書の提出場所 滋賀県企業庁経営課

〒520-2401 野洲市吉川3382 TEL 077-589-4608

(2) 入札書等の提出期限

令和7年11月25日（火）17時

（郵送による場合は、書留郵便（一般書留・簡易書留）によりこの提出期限までに必着させる  
こと。また、この場合の送料は、自己負担とする。）

(3) 開札の日時および場所

ア 開札日時 令和7年11月26日（水） 13時30分

イ 開札場所 滋賀県企業庁管理本館1階 大会議室

〒520-2401 野洲市吉川3382

#### 6 入札の方法

入札参加者またはその代理人は、電気需給仕様書および電気需給契約書（案）（以下「仕様書  
等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義が  
ある場合は、18に定める方法により質問することができる。入札後、仕様書等についての不知また  
は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 入札書の提出

入札参加者またはその代理人は、入札書（別紙様式1-1）、内訳書（別紙様式1-2）および  
入札金額算定書（別紙様式1-ア～シ）（以下「入札書等」という。）を作成し、下記のア、イ  
いずれかの方法により提出しなければならない。指定様式以外は無効とする。

ア 持参により提出する場合

5（1）に示す場所に、5（2）入札書等の提出期限内に持参すること。入札書等は封筒に  
封入し、かつ、その表面に入札参加者氏名（法人の場合はその名称または商号）を記名すると  
ともに、「吉川浄水場ほか11施設で使用する電力の入札書在中」と朱書しなければならな

い。

#### イ 郵便により提出する場合

5（1）に示す場所に、書留郵便により5（2）入札書等の提出期限内に必着させること。提出は二重封筒とし、入札書等は中封筒に封入し、かつ、その表面に入札参加者氏名（法人の場合はその名称または商号）を記名するとともに「吉川浄水場ほか11施設で使用する電力の入札書在中」と朱書しなければならない。さらに、外封筒の表面にも「吉川浄水場ほか11施設で使用する電力の入札書在中」と明記すること。

なお、郵便により提出する場合は書留郵便（一般書留または簡易書留）に限ることとし、テレックス、電報、電子メールまたはファクシミリの方法による入札は認めない。

#### （2）代理人の入札

代理人が入札する場合は、代理人は、入札書等と同時に入札権限に関する委任状（別紙様式2）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。

## 7 入札書等の作成

（1）入札参加者またはその代理人は、別記のアからシまでの調達物品について、次の各号に掲げる事項を記載した入札書等を作成しなければならない。

ア 入札金額

イ 調達物品名

ウ 調達場所（需要場所）

エ 調達期間（契約期間）

オ 調達の方法

カ 入札保証金（免除）

キ 内訳

ク 入札日（公告日から入札書提出期限までの日を記入すること。）

ケ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）。ただし、代理人が入札する場合は、代理人であることの表示ならびに委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、委任状の受任者欄と同じ印を押印すること。

（2）入札参加者またはその代理人は、支払条件等の契約条件を電気需給契約書（案）に基づき十分考慮して、入札金額を見積るものとする。

（3）入札書に記入する金額は、内訳書の合計とし、各内訳には施設ごとに作成した入札金額算定書の総計金額を記入すること。

入札金額算定書には、施設ごとに「時季別料金」か「季節別料金」を選択のうえ基本料金単価および電力量料金単価の希望契約単価（税抜）を単価項目ごとに記入し、電気需給仕様書に提示した予定契約電力および予定使用電力量に基づき、それぞれの項目別金額を算出すること。また、項目別金額を総計し、総計金額を記入すること。

入札金額の算定にあたっては、次のとおりとする。

ア 常用線における基本料金の力率は、100%で算出すること。

イ 燃料費調整額および電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

ウ 自家発補給電力については、電力の供給を受ける可能性はないことから、基本料金、電力量料金ともに考慮しないものとする。

- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (5) 入札書等および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (6) 入札書等の記載には、鉛筆その他訂正が容易な筆記用具で記入しないこと。
- (7) 入札参加者またはその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正を除く。)は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければならない。
- (8) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書等の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

## 8 開札の方法

- (1) 入札参加者またはその代理人は開札に立ち会うことができる。この場合において、入札参加者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (2) 入札執行者は、天変地異その他やむを得ない理由があるとき、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。
- (3) 入札公告等により入札参加資格確認申請書を提出した者が、開札時において入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。  
なお、資格審査が開札日時までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、入札参加者またはその代理人に対して速やかにその理由を付して文書またはその他の方法により通知する。

## 9 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 入札参加者またはその代理人は、開札時刻後においては、開札または再度の入札を行う室(以下「執行室」という。)に入室することができない。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、当該執行室に入室しようとするときは入札関係職員に入札参加資格確認結果通知書および身分証明書(社員証等)を提示しなければならない。なお、代理人が入室する場合にあつては、6の(2)における代理人と異なる場合は、委任状(別紙様式2)を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者またはその代理人は、開札中または再度の入札中において特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。
- (4) 開札中または再度の入札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させ

る。

- ア 当該執行室へ出入りした者
- イ 私語、放言等をした者
- ウ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者
- エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
- オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者

## 10 再度の入札

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合においては、速やかに別に定める日時において入札をする。
- (2) (1) において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (3) 再度の入札に付した場合、前回の最低の入札価格と同価格以上で入札した場合は失格とする。
- (4) 入札公告等に規定する無効入札をした者は、再度の入札に参加できない。
- (5) 入札執行回数は2回を限度とし、限度内において落札者がいないときは、随意契約の手続きに移ることがある。

## 11 入札保証金

免除する。

## 12 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書等記載の金額および氏名ならびに押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 入札書および入札金額算定書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 入札金額算定書の提出がない入札
- (8) 入札書に記載された金額と入札金額算定書の所定の欄に記載された金額が一致していない入札
- (9) 入札金額算定書に計算誤り、記載漏れがある入札
- (10) 虚偽の申請等を行った者のした入札
- (11) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中の者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

## 13 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者またはくじを引かない者があるときは、入

札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした者はくじを辞退することができない。

- (4) 落札者を決定したときは、すべての入札参加者にその旨通知するとともに、県公報により告示する。
- (5) 落札者を決定したときは、落札者とされなかった者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名および住所、落札金額ならびに当該請求を行った者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を、当該請求を行った者に書面により通知するものとする。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

#### 14 契約保証金

免除する。

#### 15 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、速やかに契約書の取りかわしをするものとする。

ただし、当該特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (3) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (4) 契約書は電気需給契約書(案)を基本とし、電気需給仕様書および質問回答書に記載のない事項については、滋賀県を供給区域とする旧一般電気事業者の標準供給条件等を参考に、契約担当者と落札者が別途協議の上、決定するものとする。

#### 17 支払条件

前金払および部分払は、行わない。

#### 18 入札に関する質問の受付

この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、質問書(様式任意)を作成し、次に示す質問受付の場所および期間に持参またはファクシミリにより提出すること。ファクシミリにより提出する場合は、提出先に着信確認を行うこと。

入札に関する質問に対する回答は、滋賀県ホームページ(滋賀県企業庁)に掲載する。

##### (1) 質問受付の場所

滋賀県企業庁経営課

〒520-2401 滋賀県野洲市吉川3382

ファクス番号：077-589-4715

##### (2) 質問受付の期間

ア 入札に参加する者に必要な資格および資格審査申請書類に関する事項

令和7年10月10日(金)から令和7年11月13日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を

除く。)の9時から17時まで

イ その他の事項

令和7年10月10日(金)から令和7年11月19日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

**19 その他必要な事項**

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 履行時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めること。
- (3) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき書面により当該特定調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (4) この入札は、法234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は2年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を滋賀県企業庁に請求することができる。
- (5) 当該契約の相手方は、契約期間中についても、2(6)の判断の基準を満たすように努めるものとする。

**20 当該公告に係る特定調達契約等に関する事務を担当する課**

機関名	滋賀県企業庁経営課
所在地	〒520-2401 野洲市吉川3382
電話番号	077-589-4608
ファックス番号	077-589-4715

別記 入札に付する事項

(1) 調達物品名および数量	
ア吉川浄水場で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線・予備線)	2,750 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	31,550,000 キロワット時
イ馬淵浄水場で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線・予備線)	1,500 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	17,066,000 キロワット時
ウ水口浄水場で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線)	680 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	7,558,000 キロワット時
エ朝国共同施設で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線)	760 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	7,976,000 キロワット時
オ南津田導水ポンプ場で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線)	307 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	3,722,000 キロワット時
カ菩提寺加圧ポンプ場で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線)	202 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	1,912,000 キロワット時
キ日野第一加圧ポンプ場で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線)	124 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	1,218,000 キロワット時
ク日野第二加圧ポンプ場で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線)	48 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	510,000 キロワット時
ケ彦根浄水場で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線)	239 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	3,308,000 キロワット時
コ高宮加圧ポンプ場で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線)	59 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	352,000 キロワット時
サ湖南朝国ポンプ場で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線)	174 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	1,474,000 キロワット時
シ湖南菩提寺ポンプ場で使用する電気	
(ア) 予定契約電力(常用線)	70 キロワット
(イ) 総予定使用電力量	914,000 キロワット時

(2) 調達物品の仕様等 電気需給仕様書による。

(3) 調達期間

令和8年2月計量日の0時から令和10年2月計量日の前日24時まで

(4) 調達場所（需要場所） 電気需給仕様書による。